

令和2年度

包括外部監査の結果報告書

(概要)

水道事業会計及び工業用水道事業会計の経営に係る事業の管理並びに
一般財団法人神戸市水道サービス公社の出納その他の事務の執行について

神戸市包括外部監査人

森山 恭太

第1 外部監査の概要

I 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第252条の37第1項及び神戸市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年3月26日条例第41号）第2条に基づく包括外部監査

II 選定した特定の事件（テーマ）

1 監査対象

水道事業会計及び工業用水道事業会計の経営に係る事業の管理並びに一般財団法人神戸市水道サービス公社の出納その他の事務の執行について

2 対象期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日

ただし、必要に応じて他の年度についても遡及して対象にした。

3 事件を選定した理由

水道事業及び工業用水道事業（以下「水道事業等」）は、市民のくらしや企業活動を支える最も基本的なインフラ事業であるが、水に対する需要にも変化が生じてきており、人口減少社会の到来や節水型社会の進展に伴う水需要の減少傾向が続いている状況に加え、昭和40年代から50年代にかけて都市の発展にあわせて整備した大量の水道施設が今後まとまって更新時期を迎えるほか、近い将来に発生が予想される南海トラフ地震に備えた対策なども求められており、水道事業等

の経営環境は厳しさを増している。

神戸市においても、とりまく環境の変化を踏まえ、水道事業の目指すべき方向性を示す「神戸水道ビジョン 2025」を策定し、このビジョンに沿って計画的に事業展開を図るための2期目のアクションプランとして、令和2年3月に「中期経営計画 2023」を策定している。また、工業用水道事業においても、中長期（40年）を見据えた直近10年間の事業の方向性を示す「神戸市工業用水道個別施設計画（ビジョン）」を平成28年3月に策定している。

水道事業等の財政の健全性は、市の財政や将来の水道料金の水準にも大きく影響を与え、市民生活や企業活動にも直結するものであり、健全性を図っていくための監査を実施すること、また、策定の節目である今年度において当該アクションプランの合理性等を検証することは、市民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果をあげ、また組織運営の合理化に努めるとの地方自治法の趣旨を達成するために必要と認められることから、包括外部監査の特定の事件（テーマ）として選定した。

また、神戸市水道事業に関連の深い一般財団法人神戸市水道サービス公社の事務の執行に関しても合わせて監査を実施する。

4 監査の方法

4.1 監査の視点

- ▶ 水道局の事業に係る財務事務の執行及び経営管理が、関連する法令及び条例・規則等に従い、適正に行われているか。
- ▶ 水道局の事業に係る財務事務の執行及び経営管理が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

4.2 主な監査手続

上記4.1に記載した監査の視点に基づき、監査手続を実施した。具体的な監査手続の概要は下記のとおりである。

(1) 水道事業及び工業用水道事業

- 財産の取得及び処分の手続きは、法令等に従っているか。
- 決算書等が法令規程等に従って作成されているか。
- 設立目的に従った事業運営が効率的かつ経済的に実施されているか。
- 工事請負契約・委託契約締結手続きは合理的であるか。
- 固定資産、備品等の現物管理、未利用土地の管理は適切であるか。
- 労務管理が適切に行われ、人件費の内容は妥当であるか。
- 経営成績及び財政状態は良好か。
- 神戸水道ビジョン及び中期経営計画は合理的なものであるか。
- 神戸市工業用水道個別施設計画（ビジョン）は合理的なものであるか。 等

(2) 一般財団法人神戸市水道サービス公社

① 所管局関係

- 出資者としての権利行使は適切に行われているか。
- 財政状態及び経営成績を十分に把握し、適切な指導監督を行っているか。等

② 公社関係

- 設立目的に沿った事業運営が行われているか。
- 決算書類等は法令等に準拠しているか。
- 財政状態及び経営成績は適正に表示されているか。
- 資金収支は良好か、また経費節減は図られているか。
- 中期経営計画は合理的なものであるか。 等

5 外部監査の実施期間

監査対象団体及び所管課に対し、令和2年7月8日から令和3年1月22日までの期間にわたり、監査を実施した。

6 外部監査の従事者

6.1 包括外部監査人

公認会計士 森山 恭太

6.2 包括外部監査人補助者

監査委員との協議を経て、下記の者を補助者として選任した。

(資格順・五十音順)

弁護士 村上 公一

公認会計士 赤井 真一郎

公認会計士 安達 誠二

公認会計士 大内 美香

公認会計士 大谷 泰史

公認会計士 松本 五郎

公認会計士 湯本 規子

7 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定による利害関係はない。

8 その他

8.1 金額単位等

原則として円単位で集計後に表示単位未満を切り捨て又は四捨五入している。そのため、報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

8.2 報告書の数値等の出典

神戸市が公表している資料、あるいは監査対象とした所管課等から入手した資料を用いている。その場合には原則として数値等の出典は明示していない。また、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

第2 監査の結果及び意見

1 総論

当包括外部監査報告書は下記指摘事項及び意見の一覧にあるように、ⅠからⅤの項目に分けて監査結果を記載しているが、内容的には大きく2つのパートに分かれる。すなわち「Ⅰ ビジョン及び中期経営計画」に記載した、神戸市水道局の政策に関する部分と、それ以外の通常業務に関する部分である。

前者の政策に関する部分では「神戸水道ビジョン 2025」、「中期経営計画 2019」及び「神戸市工業用水道個別施設計画」の内容及びその遂行状況を中心に監査を実施した。

他の地方自治体でも同様の状況だと思われるが、神戸市水道局も人口減少社会の到来や節水型社会の進展により、水需要や給水収益が減少する一方、設備の経年化に伴い更新需要は増大、また災害対策も求められるなど、経営をとりまく環境は非常に厳しいものがある。水道事業を将来にわたって持続していくために、神戸市水道局として、これらの経営環境の変化を踏まえた事業の方向性について検討し、水源の最適化、広域連携や公民連携の推進といった神戸市水道局が今後進めていくべき政策やその実施計画を策定している。

当監査ではこれらの計画に関して各種の意見を表明しているが、これらはその方向性や内容を否定もしくは修正提案するものではなく、合理性を確認した上で監査人としての気づき事項、例えば組織運営の合理化を早めるための計画のペースアップやより具体性のある政策の検討、市民に対する分かり易い開示などを促すものであると理解されたい。

また、後者の通常業務に関する部分は「Ⅱ 収入及び債権管理」「Ⅲ 支出」「Ⅳ 情報システム」「Ⅴ 神戸市水道サービス公社」の4項目に分けて記載している。

Ⅱ及びⅢの項目の監査において特に目に付いた事項としては、決算額と管理台帳金額の不一致、固定資産や備品の登録誤りや棚卸の数量違いなど、会計数値を確定するうえでの基本的な手続きに不備が多く見られたことである。また固定資産の減損に関しても判定手続きや対象範囲等に不備が存在したが、水道事業は固定資産を数多く保有しており、手続きの誤りによる影響も多額となる可能性があることから、

減損に関しては今後特に注意が必要である。

政令指定都市では今後、令和2年度を評価対象期間とした内部統制報告書を提出する必要がある。今回発見した不備については、内部統制体制が適切に整備・運用されていれば防止できたものが大半であるので、早急に内部統制体制を改善していく必要がある。

情報システムに関しては、神戸市水道局の利用システムが神戸市情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」）及び神戸市情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」）に準拠して運用されているか、等を中心に監査を実施した。

神戸市水道局においては個人情報等の機密性が求められる情報を多く保有しており、情報セキュリティに関して事故やトラブルが発生した場合には組織や社会に大きな被害や影響をもたらすこととなるため、その対策の重要性は極めて高い。

リスクを可能な限り軽減するために、基本方針及び対策基準に沿った適切な情報セキュリティ対策を局全体として維持・管理していく体制を引き続き構築する必要がある。

2 指摘事項及び意見の一覧

区分は本編の記載順である。

項目	区分	タイトル / 要旨
I ビジョン及び中期経営計画		
2 中期経営計画の策定及び進捗状況		
意見 1		<p>中期経営計画の進捗状況の公表について</p> <p>中期経営計画の進捗状況について、ビジョンの示す方向性の実現に向けて進捗していると判断したものや、外的要因など何らかの課題があり、計画の進捗が遅れているものがあるが、計画の進捗状況の公表にあたっては、その判断理由をより丁寧に説明し、需要者に神戸市水道局の取組について理解を深めてもらうように促していく必要がある。</p>
意見 2		<p>水源の最適化について</p> <p>水源のあり方については、阪神水道企業団からの受水を軸に自己水源やその施設の統廃合等を進めていく必要がある。</p> <p>そのためにも、阪神水道企業団やその構成市との連携を更に進めていくとともに、阪神水道企業団からの受水量と自己水源の確保量との最適なバランスについて明確な方向性を早急に示す必要がある。</p>
意見 3		<p>施設のあり方や統廃合等について</p> <p>水需要が減少していくなか、施設の処理能力について余剰が生じているが、安定供給に必要な処理能力と、効率的・経済的な事業運営の両面から施設能力の適正化を図っていくべきである。</p> <p>また施設の統廃合を含めた効率的な施設のあり方については、阪神水道企業団や構成市と連携して、広域的な視野から検討を進めるべきである。</p>
意見 4		<p>アセットマネジメント手法による投資の効果について</p> <p>アセットマネジメントの手法を用いて水道施設の更新計画の見直しを行っているが、投資の平準化の具体的な内容やその効果を整理のうえ、市民にわかりやすく説明していくべきである。</p>

項目	区分	タイトル / 要旨
	意見 5	<p>配水管の更新のペースアップについて</p> <p>現状では、入札不調等により、年間 40 kmの更新が未達成となっている。早急に入札不調となった原因を分析し、その対策を講じていく必要がある。</p> <p>また、現行の 4,800 kmの配水管を年間 40 kmずつ更新していくとの計画であれば、一巡に 120 年を要することになる。費用面での優位性は認められたとしても、配水管の経年化による漏水事故等のリスクを勘案すれば、引き続き、更新のペースアップについて検討を進めていく必要がある。</p>
	意見 6	<p>配水管の耐震化の進捗管理について</p> <p>配水管の耐震化について、老朽管の更新にあわせて行われていることや影響度の大きい箇所を優先して行われていることは十分に評価できる。</p> <p>しかしながら、その進捗管理において、数値目標が示されていない。配水管の耐震化は、「神戸市水道施設耐震化基本計画」において 3 本の柱とされた重要な施策であり、配水管路全体の耐震化を着実に進めていく必要があることから、耐震化率や耐震化の距離等の数値目標を設けるべきである。</p>
	意見 7	<p>料金体系の見直しについて</p> <p>約 20 年以上にわたり料金改定を行っておらず、また、直近の改定は全体的な水準の引き上げで、料金体系は大きく変更していない。</p> <p>今後、給水収益（水道料金収入）の減少が見込まれるなか、現行の料金体系で安定した経営状況を維持していくことは難しいことから、あるべき料金体系の検討を進めていくことが必要である。</p> <p>また、料金体系の見直しには、更なる経営改善の取組が前提となるが、今後の水道事業の経営状況を見据えながら、あるべき料金体系についての検討を進め、その料金体系の内容及び経営改善の取組内容について市民に丁寧に説明し、理解を得られるようにしていくべきである。</p>
	意見 8	<p>水道事業の財政計画の策定について</p>

項目	区分	タイトル / 要旨
		<p>新たに策定した中期経営計画 2023 において、事業の透明性を高め、定量的に将来像を示すことで、市民の理解を深めてもらうため、これまで4年間のみ示していた財政計画を10年間示したことは評価できる。</p> <p>しかしながら、経費の削減方法については、「可能な限りの経営改善等を進める」として、大枠の削減額が示されているのみである。どのような手法で費用を削減していくのか、より具体的な改善方法を示すことで、財政計画において、水道事業を安定的に持続していきけるかを定量的に示し、経営計画の実効性をより高めていく必要がある。</p> <p>また、進捗管理にあたっては、決算などの実績の公表を通じて、市民に経営改善の取組がより分かりやすく伝わるよう努められたい。</p>
	意見 9	<p>神戸市水道サービス公社の役割について</p> <p>神戸市水道サービス公社の設置目的である「神戸市水道事業の合理的な運営と市民福祉の向上に寄与する」ためにも、神戸市水道局が策定する計画に、公社の役割について示すべきである。</p>
	3	<p>神戸市水道事業の方向性</p> <p>阪神地域における広域連携の更なる進展について</p> <p>水道事業は装置産業であるため、広域連携の推進にあたっては、阪神水道企業団及び構成市により、阪神地域をひとつの地域として進めていくことが望まれるが、企業団は神戸市を含む構成市により立ち上げられたものであるとは言え、神戸市が、企業団議会の過半数を占めていることや企業団が供給する水量の約6割を占めていることなどから、神戸市が牽引役となって、広域的な視点から地域内の連携を推し進めていくべきである。</p> <p>具体的には、自己水源のあり方、施設の統廃合やダウンサイジングについてより広い視野で調整を進め、地域の水道システムの最適化を図っていく必要がある。</p>
	意見 10	
	意見 11	<p>公民連携の推進及び神戸市の果たすべき役割について</p>

項目	区分	タイトル / 要旨	
		<p>民間への委託を更に進めるにあたっては、セーフティネットの観点等も踏まえて、神戸市水道局として直営を維持すべき業務を整理した上で、民間への委託が可能な業務を検討していく必要がある。</p> <p>また、その検討にあたっては、広域連携の推進と合わせて、神戸市としての果たすべき役割を見極めながら検討していくべきである。</p>	
	意見 12	<p>「経営戦略」の策定について</p> <p>今後、ビジョン及び経営計画を策定するにあたっては、「経営戦略」として明確に位置付け、将来の方向性に加え、具体的な施策や投資・財政計画を包括的に示すべきである。</p>	
	4	<p>神戸市工業用水道個別施設計画の策定</p>	
		意見 13	<p>ビジョン達成の具体的な計画の策定及び進捗状況の検証について</p> <p>神戸市工業用水道個別施設計画（ビジョン）の達成のためには、より具体的な計画を策定し、また、PDCAの考え方の導入により、年度ごとに進捗状況の評価・検証を行い、進捗状況に応じた計画の見直し等にも取り組んでいくべきである。</p>
		意見 14	<p>当初計画の見直しについて</p> <p>ビジョンの10年間の計画期間の折り返し地点であることから、ビジョンで有効な手法として示されたA案（阪神水道企業団施設利用案）の実施可能時期が後ろ倒しとなる中、当初予定していなかった自己施設の再構築が必要と見込まれていることを踏まえ、施設整備の方向性について、改めて検討を行うべきである。</p>
		意見 15	<p>公民連携の取組について</p> <p>水道事業と同様、工業用水道事業についても、民間への委託を更に進めるにあたっては、セーフティネットの観点等も踏まえて、神戸市水道局として直営を維持すべき業務を整理した上で、民間への委託が可能な業務を検討していく必要がある。</p>

項目	区分	タイトル / 要旨
		また、その検討にあたっては、広域連携の推進と合わせて、神戸市としての果たすべき役割を見極めながら検討していくべきである。
II 収入及び債権管理		
1 水道事業		
意見 16		未納整理等業務の委託内容の整理 弁護士法第 72 条に抵触する可能性のある業務を整理のうえ、当該業務委託の対象外とする等の対策について検討する必要がある。
指摘事項 1		債権残高の妥当性 破産法、会社更生法等の法令に基づき、徴収金債務者の責任の全部又は一部が免除されたときは、認可決定が確定した年度においてその回収不能額を不納欠損処理されたい。
指摘事項 2		時効の管理 時効管理は債権管理の基本的かつ重要な要素であるので内部チェック等の内部統制を構築されたい。
指摘事項 3		貸倒引当金の計上額について 会計方針では、一般債権については「貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している」とされているが、流動資産の引当率 50%についてはその根拠を算定した文書等が残っておらず、妥当性を確認できなかった。 また貸倒懸念債権等特定の債権については「個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上している」としているが、未収給水収益の未精算分についても回収遅延となっている債権が多数あるにもかかわらず、引当対象は未収給水装置修繕受託収益に限定しており、他の債権について回収可能性を検討していない。 会計方針に沿った引当金額を計上されたい。
III 支出		
1 工事請負契約・委託契約		
意見 17		入札参加資格の制限について 入札参加者数、応札者数ともに多くはなく、落札率の状

項目	区分	タイトル / 要旨
		<p>況からも競争性に疑問が生じる状況であり、その一因として入札参加資格が制限されていることが考えられる。</p> <p>神戸市水道局の入札参加資格の取扱いは神戸市の取扱いに準じているものではあるが、入札の競争性を高めるため、「神戸市内に本店を有すること」との入札要件を「神戸市内に本支店、営業所を有すること」に緩和することなどについて、神戸市とも調整のうえ、検討するべきである。</p>
	意見 18	<p>予定価格の事前公表について</p> <p>予定価格の事前公表により、落札率の上昇や予定価格での不調随意契約の締結を招いていることが懸念されることから、事前公表前後の入札不調の動向を検証の上、予定価格の事後公表の促進を検討するべきである。</p>
	意見 19	<p>入札辞退者、未入札の理由分析について</p> <p>入札不調率は改善傾向にあるが、引き続き入札辞退や未入札の原因の調査を実施し、対応策を講じていく必要がある。</p>
	意見 20	<p>相指名業者への下請発注について</p> <p>相指名業者への下請発注については、談合などの可能性がないか、十分に調査を行うなど、公正な競争入札が行われる環境を構築する必要がある。</p> <p>また、神戸市水道局の取扱いは神戸市の取扱いに準じているものではあるが、相指名業者への下請発注の制限について、神戸市と調整のうえ、検討するべきである。</p> <p>なお、このような疑念が生じる理由として予定価格が事前に公表されていることも要因となる。「[意見 18] 予定価格の事前公表について」に記載のとおり、事前公表前後の入札不調の動向を検証の上、予定価格の事後公表の促進を検討するべきである。</p>
	意見 21	<p>2号随意契約の理由の妥当性について（対公社）</p> <p>2号随意契約の理由の妥当性に疑問がある状況であるため、下記の業務別に対策を講じるべきである。</p> <p>① C3 中部センター他壁面タイル補修にかかる業務</p> <p>局所有施設の緊急の相当規模の補修工事について、神戸市水道局自らでも適切に対応できる体制の構築</p> <p>② C4 水道局職員研修等業務委託</p>

項目	区分	タイトル / 要旨
		<p>必要に応じて研修実施・運営業務、研修施設管理運営業務を区分の上、委託業者の公募を検討</p> <p>③ C18 満了メーター取替等(大口径取替・撤去(50mm以上))</p> <p>公社しか実施し得ない特別の事情がない限り、大口径メーターの取扱いを区分せず、小口径メーターと合わせて一般競争入札による業者の選定を検討</p> <p>④ C19 有効期限切れメーター等調査及び修繕勧奨</p> <p>公社しか実施し得ない特別の事情がない限り、メーター検針業務委託契約等に含めて一般競争入札による業者の選定を検討</p>
	指摘事項 4	<p>2号随意契約した業務の再委託及び2号随意契約の理由の妥当性について(対公社)</p> <p>公社以外での実施は不可能として2号随意契約を締結しているものの、再委託及び外注の状況や業務の内容から公社以外の実施が十分可能であると考えられることから、2号随意契約として契約を締結する妥当性に乏しいと考えられるため、2号随意契約ではなく、金額に応じて一般競争入札又は指名競争入札により業者を選定する必要がある。</p>
	意見 22	<p>2号随意契約の委託契約金額について</p> <p>委託契約金額の妥当性について、より詳細に検証する必要があるため、詳細な内訳が記載された見積書の入手、類似業務の契約金額や内訳金額との比較、詳細な価格の積算等により委託契約金額の妥当性を検証する必要がある。</p>
	意見 23	<p>発注事務及び支払業務の委託について(対公社)</p> <p>発注事務及び支払業務については本来水道局が実施すべき業務と考えられる。一方で、限られた人員体制の中で、効率的かつ経済的な事業運営を目的に市出資団体である公社の活用を進めることは考えられるが、その場合には、過度な委託による追加費用の発生等、かえって非効率的・非経済的にならないよう、必要に応じて活用する場合の要件を設定する等対応策を講じることが必要である。</p>
	意見 24	委託業務内容の重複について

項目	区分	タイトル / 要旨
		水の科学博物館及び隣接する奥平野浄水場の見学に関連する委託業務について重複すると考えられる業務が見受けられることから、その内容を整理し、効率的に業務を委託することにより、コスト削減を図るべきである。
	指摘事項 5	再委託に関する事前の承諾 再委託先及び内容の把握のためにも、再委託にかかる書面による事前承諾を徹底する必要がある。
	意見 25	システムの運用管理保守業務について システムの導入・開発に加えて、運用・保守等の通常発生する長期的なコストを加味した入札を行う等の対応について検討するべきである。
	指摘事項 6	神戸市HPにおける特命随意契約の結果の公表について 公表金額については実際の契約金額と著しく乖離しないように公表する必要がある。
	意見 26	2号随意契約の理由の妥当性等について（対公社以外） ① C1 健康診断（人間ドック受診者分） 共済組合の本来業務と委託業務内容を鑑み、委託契約書における業務委託内容を整理する必要がある。 ② C14 収納テープ作成・収入FD作成 2号随意契約として契約を締結する場合には同業者しか実施し得ない理由を記載する必要がある。 また、業務の継続性が必要となる点も理解できるため、契約期間を複数年度として業者を公募することを具体的に検討するべきである。 ③ C37 水道料金等のクレジットカード決済に係るデータ処理業務 2号随意契約として契約を締結する場合には同業者しか実施し得ない理由を記載する必要がある。 また、2号随意契約ではなく、システム構築に追加費用が発生すること及び業務の安定性や効率性等を考慮し、複数年度契約として一般競争入札により業者を選定することを検討するべきである。
	意見 27	競争見積り合わせの参加制限について 「満了メーター取替」業務の競争見積り合わせに課している参加条件については撤廃するべきである。

項目	区分	タイトル / 要旨
	意見 28	水道メーター検針・未納整理等業務の包括委託契約について プロポーザル方式により業者を選定しているため、単純に価格面だけで判断すべき内容ではないものの、当契約は5年間にわたるものでありコスト面での影響も大きいため、他のセンターの単価状況の変動も検証し、次回以降の委託契約時には包括委託契約ではなく、個々に委託契約を行うことも検討すべきである。
	意見 29	一般競争入札の地域要件について コスト増の要因となっているおそれがあることから、委託契約業者の選定にあたっては、地域要件の緩和を検討すべきである。
	意見 30	岩岡7号上池埋立地、岩岡8号下池埋立地の有効活用について 経費節減の観点及び資産の有効活用の観点から、当該埋立地の売却や活用方法等を検討すべきである。
2 人事労務管理		
	意見 31	停水解除業務について 不当に水道料金を滞納していた者に対する停水解除業務の対応については再考すべきであり、働き方改革による長時間労働の是正や1人あたり時間外勤務手当の低減を図るためにも、夜間体制の廃止やその業務の委託化を検討されたい。
	意見 32	宿日直手当（待機手当）の見直し 業務の委託化等による経常業務の縮小や交代勤務等の導入などにより、待機業務のあり方から見直すことにより、宿日直手当（待機手当）の見直しを検討されたい。
	意見 33	停水手当について 通常の業務範囲内と考えられる停水業務にかかる停水手当の支給は、特殊勤務手当の制度の趣旨からして適切ではないことから、制度の廃止を検討すべきである。
	意見 34	水せん操作及び水量観測等にかかる深夜業務手当について 通常の業務範囲内と考えられる水せん操作及び水量観測等にかかる深夜業務手当について、減額を検討されたい。
	意見 35	経営状況を考慮しない手当支給

項目	区分	タイトル / 要旨
		<p>地方公営企業法上、常に独立採算が求められる公営企業であることから、給与は「経営状況」を考慮して支給されることとされている。</p> <p>神戸市水道局の経営実態を反映した「期末手当」「勤勉手当」の支給について検討されたい。</p>
	意見 36	<p>人事交流員の退職手当について</p> <p>地方公営企業は独立採算制が原則とされていることから、職員の退職手当について、在職期間等を基準に関係部局間で負担する方法を採用するなど、負担関係の見直しができないか、神戸市と協議・検討するべきである。</p>
3 資産管理		
	意見 37	<p>債券購入額について</p> <p>社会情勢の変化等により債券購入計画に基づいた購入が困難となる場合も考えられるが、資金運用を計画的に行うためには、必要に応じて購入計画の見直しを行った上で、その計画に基づき債券を購入するべきである。</p>
	指摘事項 7	<p>貸借対照表計上額と在庫状況表計上額との差異について</p> <p>当該差異に関しては、金額的には僅少であるものの、早急に改善の必要がある。</p>
	指摘事項 8	<p>会計規程の見直しについて</p> <p>本来、会計規程に従って業務が行われる必要があるが、現状において業務プロセスの見直し等により、一部の業務内容が会計規程と乖離しているものがある。</p> <p>業務プロセスの見直しに合わせ、会計規程と実際の業務内容が整合するように会計規程の改定を行われたい。</p>
	指摘事項 9	<p>資材受払票における必須記載事項の記入漏れについて</p> <p>資材の払出し（受入れ）が行われた場合には必ず払出（受入）年月日を記載し、受取印を押印する必要がある。</p> <p>また、内部統制上、担当者が記載を失念した場合においても上長等がそれを発見できる体制を構築するべきである。</p>
	指摘事項 10	<p>適正在庫について</p> <p>会計規程第 75 条の規定に鑑み、長期間使用されていない貯蔵品についてはその原因を検討し、必要に応じて処分する必要がある。</p>

項目	区分	タイトル / 要旨
		また、内部統制上、担当者が滞留リスト等により貯蔵品の滞留状況について容易に把握できるような体制を構築すべきである。
	意見 38	貯蔵品の購入限度額について 現在の取引実態に合わせて、適切な貯蔵品の購入限度額を定めるべきである。
	指摘事項 11	キャッシュ・フロー計算書における計上区分について 貯蔵品の増減額については、業務活動によるキャッシュ・フローの区分に計上する必要がある。
	意見 39	たな卸実施時期について 現状、年2回のたな卸のうち9月末に行われるたな卸に重点を置いているが、年度末である3月末のたな卸に重点を置き、少なくとも9月末と同じ水準で実施するべきである。
	指摘事項 12	貯蔵品の計上漏れについて 年度内に使用することを前提に購入したものであっても、未使用となったものについては、年度末においてたな卸資産（貯蔵品）として資産計上されたい。
	指摘事項 13	不良品及び不用品の判断基準の明確化について 不良品及び不用品の処分について適時、適切に判断し、処理することができるように、不良品及び不用品の判断基準を明確に定め、処分時には決裁書等にその理由を明記されたい。
	意見 40	ボトルドウォーター「神戸 布引溪流」について 在庫管理を行うにあたり、先入先出法の考えに基づく受払いを徹底するべきである。
	指摘事項 14	固定資産台帳と公有財産台帳について 土地について、会計規程に従い固定資産台帳を作成されたい。 また、建物について、固定資産台帳のみで管理している経緯は不明とのことであり、改めて固定資産台帳のみの管理で十分か検討するべきである。
	意見 41	固定資産台帳とマッピングシステムについて 両システム間で相互に参照できることが実務的にも有用であることから、将来、両システムの更新等の時機を捉えて両システム間での連携等について検討していくべきである。

項目	区分	タイトル / 要旨
	指摘事項 15	<p>貸借対照表計上額と固定資産台帳計上額との差異について</p> <p>毎年度決算において貸借対照表計上額と固定資産台帳計上額が一致していることを確認し、一致していない場合には原因究明を行い、固定資産台帳の修正などの対応をされたい。</p>
	指摘事項 16	<p>備品の資産計上の判断基準について</p> <p>備品の資産計上の判断基準について、改めて周知・徹底を図るとともに、内部統制上、担当者が誤って計上した場合でも上長等の確認などにより早期に発見できる体制を構築されたい。</p>
	意見 42	<p>固定資産台帳への登録方法について</p> <p>誤った登録の発見のため、上長などの第三者のチェックを強化するなど内部統制上の体制を整備すべきである。</p> <p>また、固定資産台帳には、管理可能な単位である個々の機器ごとに登録するなど局全体としての方針を定める必要がある。</p>
	指摘事項 17	<p>耐用年数の登録誤りについて</p> <p>耐用年数の誤りについては、平成 15 年度の包括外部監査で指摘されているにもかかわらず、今回の監査においても散見された。</p> <p>地方公営企業法施行規則別表第 2 号に基づき適切に登録を行えるようにするため、担当者向けの研修会などの開催や仮に担当者が誤って登録を行った場合においても早期に発見できる体制を構築するなど、早急に対応されたい。</p>
	意見 43	<p>重要な会計方針に係る事項に関する注記と固定資産台帳の耐用年数について</p> <p>一般的な耐用年数ではなく、水道事業及び工業用水道事業において財務諸表を作成するにあたって実際に用いられる耐用年数を注記する必要がある。</p>
	意見 44	<p>水道メーターの固定資産計上時期について</p> <p>購入時には固定資産ではなく貯蔵品として計上し、客先設置時に貯蔵品から固定資産に振り替える処理について検討すべきである。</p>
	意見 45	<p>減価償却の開始時期について</p>

項目	区分	タイトル / 要旨
		地方公営企業法施行規則や会計規程上、翌事業年度からの減価償却が認められているとしても、固定資産は時の経過や使用により減価していくため、取得時点から減価償却を行うことにより実態を反映した財務諸表を作成することを検討すべきである。
	意見 46	稼働率の低い公用車について 公用車の保有台数及び運用方法等について、改めて点検を行い、稼働率の低い公用車については削減を検討すべきである。
	指摘事項 18	未使用の電話加入権について 未使用等電話加入権については実体のない資産であり、除却処理をされたい。 また、内部統制上、使用されなくなった電話加入権について適時適切に除却処理できる体制を構築する必要がある。
	指摘事項 19	事業用資産の減損の判定について 減損処理判定手順に従い、毎年度事業用資産について減損処理の判定を行われたい。 また、決算で必要な手続きが漏れることがないように内部統制上の体制を構築する必要がある。
	指摘事項 20	遊休資産減損処理の対象範囲について 行政財産であっても実態が遊休資産であれば、減損処理の判定を行う必要がある。
	指摘事項 21	減損損失の計上時期について 旧六甲山管理事務所、岩岡 7 号上池土捨場跡地及び岩岡 8 号下池土捨場跡地については、遊休資産減損処理判定手順に従い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減額した額を減損損失として計上されたい。
	指摘事項 22	資産性のない建設仮勘定について いつでもじゃぐち整備工事について除却処理又は減損の兆候があるものとして減損処理を実施されたい。 また、甲南ポンプ場改修工事についても除却処理又は減損処理について検討すべきである。 なお、内部統制上、建設仮勘定に係る工事が中止になっていないかについて確認を行う体制の構築が必要である。
	指摘事項 23	固定資産の現物管理（除却漏れ、現物確認）について

項目	区分	タイトル / 要旨
		<p>固定資産台帳に記載された資産の実在性、正確性を確保するため、固定資産の廃棄・撤去・取壊等を行った場合には、必要な管理者の決裁を受けるとともに、会計上も速やかに除却処理を行われたい。</p> <p>また、一部現物には資産番号・名称等の識別コード等が付与されていなかったが、現物確認の実効性を高めるためにも可能な限り識別コード等を付与するべきであり、合わせて毎事業年度少なくとも1回以上現物確認（現物と台帳の照合）を行う必要がある。</p> <p>なお、内部統制の観点からは、現物確認に際して管理部門が立ち合った上で確認するとともに、必要に応じて抜き取り検査を行うことや確認状況に関する報告書の提出を求めることも検討するべきである。</p>
	指摘事項 24	<p>備品の現物管理について</p> <p>施設ごとに備品を把握できるように既存の備品台帳の情報を整理のうえ、今後の登録方法の改善を行うとともに、現物確認の重要性の周知・徹底により、備品番号票の添付漏れやチェックリストの見落としを防止することなどで、現物確認の実効性を高め、備品管理が適切に行われるような取り組みを進められたい。</p> <p>また、定期的に現物確認（現物と台帳の照合）を行う必要がある。</p> <p>なお、内部統制の観点からは、現物確認に際して管理部門が立ち合った上で確認するとともに、必要に応じて抜き取り検査を行うことや確認状況に関する報告書の提出を求めることも検討するべきである。</p>
	意見 47	<p>PCB処理損失引当金の計上について</p> <p>PCB廃棄物の処分に関する費用について、引当金としての取り扱いを検討する必要がある。</p>
IV 情報システム		
4 情報セキュリティ対策基準等への準拠		
	意見 48	<p>情報資産台帳の整備について（共通）</p> <p>情報資産に係るリスクを分析し、適切なアクセス制限の設定、不必要な情報資産の速やかな廃棄等により情報セキュリティを確保するため、特に重要な情報資産については、具体</p>

項目	区分	タイトル / 要旨
		的な保管状態及び所在まで含めた「情報資産台帳」を作成するべきである。
	指摘事項 25	<p>情報資産の廃棄申請について（営業オンラインシステム）</p> <p>神戸市水道局で管理するべき重要な情報資産については、局外であっても具体的な形態や所在まで含めて把握するべきであり、その上で消去するべきデータが漏れなく、全て消去されたことを追跡する必要があることから、「データ消去作業証明書」に記載されている対象資産に消去するべきデータが網羅されていることを確認するよう改められたい。</p>
	意見 49	<p>アクセス権限管理について（共通）</p> <p>機密性の高い情報について、職務上当該情報を必要としない者にまでアクセス権が設定されていないか、また、職務上必要でない権限が付与されていないか確認し、アクセス権限管理について重要なリスクが生じていないか検討するべきである。</p>
	意見 50	<p>外部委託管理について（営業オンラインシステム）</p> <p>外部委託した場合であっても、委託した業務が情報セキュリティポリシー等を遵守しているか水道局自らが確認する必要がある。チェックリスト等の活用により、確認した結果の記録を明確に残すことを検討するべきである。</p>
	指摘事項 26	<p>情報インシデント管理について（営業オンラインシステム）</p> <p>情報インシデント管理にかかる規定の趣旨を改めて確認のうえ、局内での対応について漏れ等がないよう徹底を図られたい。</p>
	意見 51	<p>端末等の盗難防止策（財務会計システム、営業オンラインシステム、工水料金調定システム）</p> <p>情報セキュリティ対策上、重要な端末等について、各保管場所・設置場所の盗難等に関するリスクを評価し、神戸市水道局として取扱い（施錠の有無等）を定め、運用するべきである。</p>
	意見 52	<p>モバイル端末に係る定期的な確認について（営業オンラインシステム）</p> <p>モバイル端末の盗難・紛失等のリスクに応じて、神戸市水道局において定期的な確認を実施するか、あるいは、外部委</p>

項目	区分	タイトル / 要旨
		託業者に対して、定期的な現物確認等の実施を求めるなど、セキュリティ対策を検討すべきである。
	意見 53	ユーザー管理について（財務会計システム） アクセス制御の脆弱性に関するリスク評価を実施し、対応を検討すべきである。
	意見 54	システム障害時等におけるバックアップデータのリストアに係る訓練の実施について（財務会計システム、営業オンラインシステム、工水料金調定システム） 各システムの状況を考慮した上で、必要なリストアに係る訓練の実施を検討すべきである。
	意見 55	システムの開発、保守等における事前承認・事後確認について（営業オンラインシステム） システムにおける開発や運用の状況を分析のうえ、その実施にあたって、事前承認を要するものか、あるいは、事後的、定期的に作業記録、変更ログ等の確認を要するものかについて、リスクに応じた取扱いを検討すべきである。
	意見 56	障害（問題）管理について（財務会計システム、営業オンラインシステム、工水料金調定システム） 障害管理については、情報セキュリティの確保のみならず、将来の効率的なシステム投資や業務の効率化のために、より有効に活用すべきである。
	指摘事項 27	パスワード強度の実効性確保の必要性①（財務会計システム、マッピングシステム、ファイリングシステム） パスワードの脆弱性に関するリスク評価を実施のうえ、それに応じたシステムを設計するなどの対応について検討が必要である。
	意見 57	パスワード強度の実効性確保の必要性②（仮パスワード）（財務会計システム） 情報システムセキュリティ対策基準によれば、仮パスワードに関しても推測が容易なパスワードは避けるべきであるため、運用の見直しを検討すべきである。
	意見 58	情報システムに係る不正アクセスの防止について（財務会計システム、営業オンラインシステム） パスワードの脆弱性に関するリスク評価を実施し、ログイン試行回数の制限及びアクセスタイムアウトの設定等によ

項目	区分	タイトル / 要旨
		り、正当なアクセス権を持たない職員等が利用できないようなシステムとするなどの対応について検討するべきである。
	意見 59	<p>ログの点検及び分析の実施について（財務会計システム、営業オンラインシステム、工水料金調定システム）</p> <p>ログの取得対象ごとのその他の統制の有効性の結果に基づいたリスク評価に応じて、ログの分析等の実施、実施の頻度、対象範囲等を検討するべきである。</p> <p>なお、これらのモニタリング統制は、有効なログが取得されていることが前提となるため、ログの取得の確認、ログの取得対象・範囲の適切性についても検討する必要がある。</p>
	意見 60	<p>情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認（共通）</p> <p>神戸市水道局における情報セキュリティポリシーの遵守状況に関するリスク評価に基づいて、特に重要な事項については、より具体的な遵守状況の確認手続を実施することを検討するべきである。</p>
	意見 61	<p>自己点検について（共通）</p> <p>神戸市水道局の情報セキュリティ対策状況について、継続的な対応ができているか否かの確認ができるような具体的な点検項目を作成し、実施するとともに、定期的に見直しするべきである。</p>
	意見 62	<p>情報セキュリティ実施手順の策定について（共通）</p> <p>情報セキュリティポリシー等の確実な遵守を達成するために、神戸市水道局の情報セキュリティ対策に係るリスク評価を実施した上で、より具体的な施策を策定するべきである。</p>
5 情報セキュリティ上の固有の問題		
	意見 63	<p>情報システムに係る I T 投資計画の策定について</p> <p>神戸市水道局全体での情報セキュリティ水準の達成やコストの最適化を効果的、かつ、効率的に図るために、システムインフラの見直し、業務処理システムの更改方針、システム関連投資及び運用費用を検討した I T 投資計画の策定を検討するべきである。</p>
V 神戸市水道サービス公社		
	4 中期経営計画	
	指摘事項 28	中期経営計画の中間検証について

項目	区分	タイトル / 要旨
		<p>「あり方検討委員会」からは、中期経営計画の中間段階で中間検証を行うべきとの提言を受けていたにもかかわらず、その中間検証を行っていなかった。</p> <p>次期中期経営計画においては、中間検証を実施し、必要な対策を講じるなどの対応をされたい。</p>
	5 職員	
	指摘事項 29	<p>作業手当の取扱について</p> <p>作業手当を支給しないことについて、改めて組合との協議を行った上で書面に残すとともに、合意内容に応じて関係規定を改定されたい。</p>
	6 契約事務とコンプライアンス	
	意見 64	<p>公社独自の随意契約の金額基準の設定について</p> <p>公社の契約について、競争性を高めるためにも、神戸市水道局の随意契約の金額基準をそのまま採用するのではなく、公社の工事等の規模に合わせ、金額を引き下げた公社独自の基準の設定を検討すべきである。</p> <p>また、合わせて公社の契約事務審査会等で審査対象となる契約金額も引き下げる検討をするべきである。</p>
	指摘事項 30	<p>随意契約の根拠事由の記載について</p> <p>随意契約とする根拠事由の記載が必要な契約については、公社契約規則の規定に従い、その根拠事由を記載されたい。</p>
	意見 65	<p>契約事務と内部監査について</p> <p>コンプライアンスの確保のため、公社においても契約事務を自主監査の対象とするべきである。</p>
	7 財政	
	意見 66	<p>公社の経営判断と派遣職員の人件費について</p> <p>公社の経営判断に際して、例えば個別事業の採算性の判断や公社の自立可能性・採算性を判断する場合には、神戸市水道局からの派遣職員の人件費を加味した上でなければ誤った結論を導くおそれがあることから、今後経営判断を行う際には派遣職員の人件費にも留意する必要がある。</p>
	指摘事項 31	<p>工具器具備品・貯蔵品の管理について</p> <p>台帳と工具や貯蔵品の現物の残高とが整合するよう定期的に棚卸を実施のうえ、紛失品が発見された場合は除却</p>

項目	区分	タイトル / 要旨
		処理を行うなど、工具器具備品、貯蔵品について適切な管理及び会計処理をされたい。
	意見 67	リース契約自動車の資産計上について 一般財団法人においても、一般に公正妥当と認められる会計が要請されているが、一般に公正妥当と認められる会計では、ファイナンスリースは資産計上することが通常の会計処理である。 重要性の観点から賃貸借処理も容認されているが、公社の令和元年度の固定資産の金額 (22, 825 千円) や税引前利益の金額 (20, 398 千円) から判断すれば、重要な資産として資産計上するべきものである。
	8 令和元年度事業の状況	
	指摘事項 32	受託資産の管理について 神戸市水道局から受託した水の科学博物館管理事業に関して、資産の管理が不適切な事例があった。受託した事業の資産管理を適切に実施されたい。
	意見 68	個別事業の採算性について 公社は事業別に収支を把握しているが、直接費も賄えない事業が存在する。 競争状態で獲得したものもあろうが、随意契約で受託したものもある。コストの削減等企業努力を行っているとのことであるが、個別事業においても採算性を配慮することにより、公社の経営基盤の強化を図ることが必要である。
	9 中期経営計画 2023	
	意見 69	提言内容との整合性について 経営計画と「あり方検討委員会」提言内容との整合性について、改めて検討する必要がある。

以上